

氷川町デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進方針 (詳細版)



令和4年3月
氷川町

目次

I. 策定の背景	2
はじめに	2
国の動向	3
県の動向	5
本町の状況	5
II. 本町における DX 推進について	6
デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは	6
基本理念及び基本方針	6
推進体制	7
III. 施策方針	9
計画期間	9
本町における基本施策	9
IV. 付録	12
用語解説	12
参考資料	14

策定の背景

はじめに

少子高齢化の進展による人口減少、労働力の不足は我が国における社会課題となっており、国においては、インターネットなど仮想の「サイバー空間」と現実の「フィジカル空間」を高度に融合させ、経済発展と課題解決を両立する新たな社会「Society5.0」の実現を目指しています。



こうした状況の中、令和元年には国内の世帯別スマートフォン保有率は8割を超え、移動通信システムは「通信の基盤」から「生活の基盤」へと変容しています。デジタル技術は日々急速に進歩しており、AIや自動運転、ドローンなどは人手不足の解消手段として注目を集め、すでに特定の分野や業務に対する効率化や新しい価値の創出などの効果を生み出しています。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、感染症対策として非接触・非対面を積極的に取り入れた新たな生活様式への移行を図るデジタル技術の活用が求められています。

国の動向

国においては令和 3 年 9 月にデジタル庁が設置され、「Society5.0」の実現とともに、行政手続のオンライン化に係る目標値設定、基本原則等を掲げ、その推進のために押印や規制の見直し等を進めています。感染症対策としてもオンライン化を基本として変革を加速しなければならないとし、デジタル技術を徹底活用することで、ソーシャルディスタンスを確保しながら、経済社会活動を維持し、経済が成長可能となるよう「デジタル強靱化社会」の構築を進めることとしています。また、同年 11 月には内閣府より「大都市の利便性」と「地域の豊かさ」を融合した「デジタル田園都市国家構想」が提言され、12 月にはこれらを踏まえた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。

◆ 法律・計画等

○ 平成 28（2016）年 1 月「第 5 期科学技術基本計画（平成 28～令和 2 年度）」インターネットなど仮想の「サイバー空間」と、現実の「フィジカル空間」が高度に融合した「超スマート社会」の実現に向けた一連の取組を「Society5.0」として推進することを明記。

○ 平成 28 年 12 月「官民データ活用推進基本法」

行政手続に係るオンライン利用の原則化、官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画立案、官民データ活用の推進に当たっての情報通信技術のさらなる活用、先端技術の活用等を明記。

○ 平成 30（2018）年 1 月「デジタル・ガバメント実行計画」

国の行政手続の件数の 9 割についてオンライン化を実現予定とし、令和元年 12 月の改訂版では、「地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進」として「行政手続のオンライン化の推進」「業務プロセス、情報システムの標準化の推進」等を明記。

○ 令和元（2019）年 5 月「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル手続法）

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則として、「デジタルファースト」（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）、「ワンスオンリー」（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する）を明記。

○ 令和 2（2020）年 7 月「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

「行政サービスの 100%デジタル化」「行政保有データの 100%オープン化」「デジタル改革の基盤整備」や感染症拡大の阻止やデジタル化・オンライン化の障壁となる規制の見直しを進め「デジタル強靱化社会」の実現に向けて、地方公共団体のデジタル化を明記。

○ 令和 2 年 12 月「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」

目指すべきデジタル社会のビジョンを「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」とし、自治体が重点的に取り組むべき内容（情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPA の利用促進、テレワークの推進、セキュリティの対策の徹底）等を明記。

○ 令和 3（2021）年 9 月 デジタル庁発足

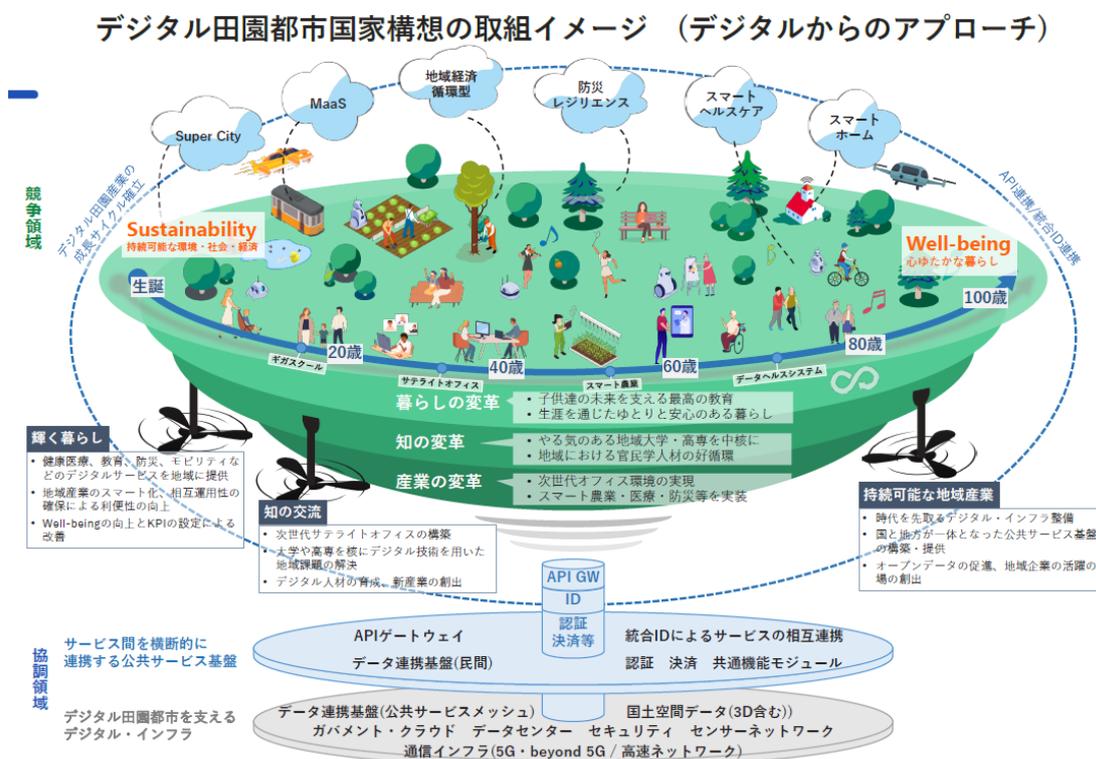
デジタル社会形成の司令塔として、デジタル時代の官民のインフラを今後 5 年で作り上げることを目指す。徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体の DX の推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組を進める。

○ 令和 3 年 1 1 月 第 1 回 デジタル田園都市国家構想実現会議 開催

「新しい資本主義」実現に向けた成長戦略の柱として設置。デジタル基盤の整備、地方デジタル化の支援、推進交付金の新設、多分野でのデジタル利活用、デジタル推進委員の全国展開など、構想の具体化に向け取組を進める。

○ 令和 3 年 1 2 月 デジタル社会の実現に向けた重点計画 閣議決定

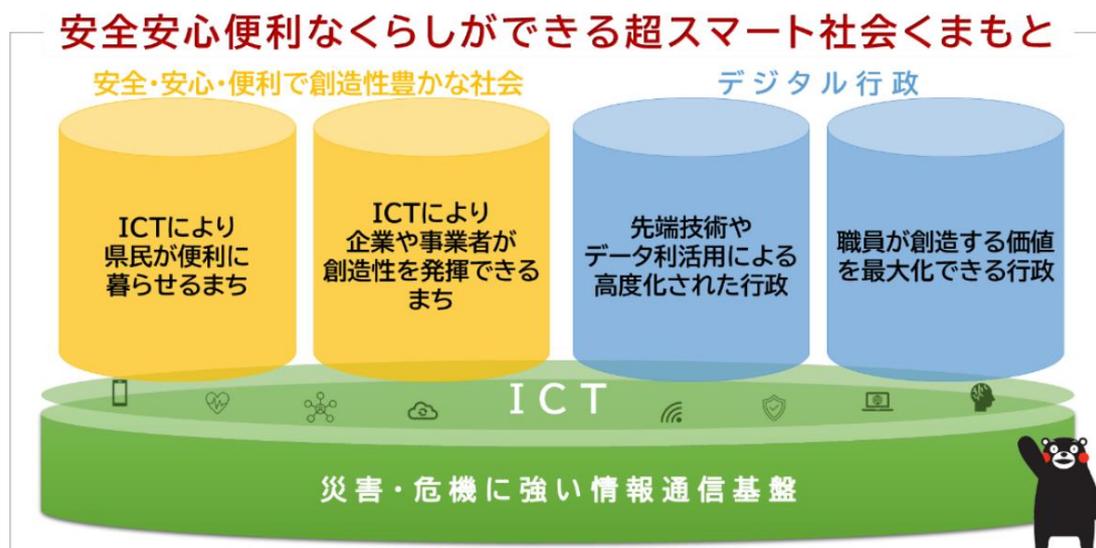
デジタル社会の実現に向けた重点計画。目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもの。



出典：第 1 回 デジタル田園都市国家構想実現会議

県の動向

熊本県においては、平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨などの災害発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを踏まえ、令和 3 年 3 月に「熊本県情報化推進計画」を策定。「県民誰もが ICT の恩恵を享受し、安全安心便利なくらしができる超スマート社会くまもとの実現」に向けて、県内における情報化施策を総合的かつ計画的に推進することを発表しました。この方針をもとに、同年 8 月には「熊本県情報化施策実施計画」が策定され、知事部局、警察本部、企画局、教育庁で構成される「熊本県高度情報化推進本部」のもと、各施策の進行管理が行われます。



出典：熊本県情報化推進計画

©2010 熊本県くまモン

本町の状況

本町においても少子高齢化は進んでおり、2020 年時点の人口 11,094 人（令和 2 年国勢調査）から対策を講じない場合、2060 年には人口が 4,933 人まで減少する見通しです。

（国立社会保障・人口問題研究所推計より）

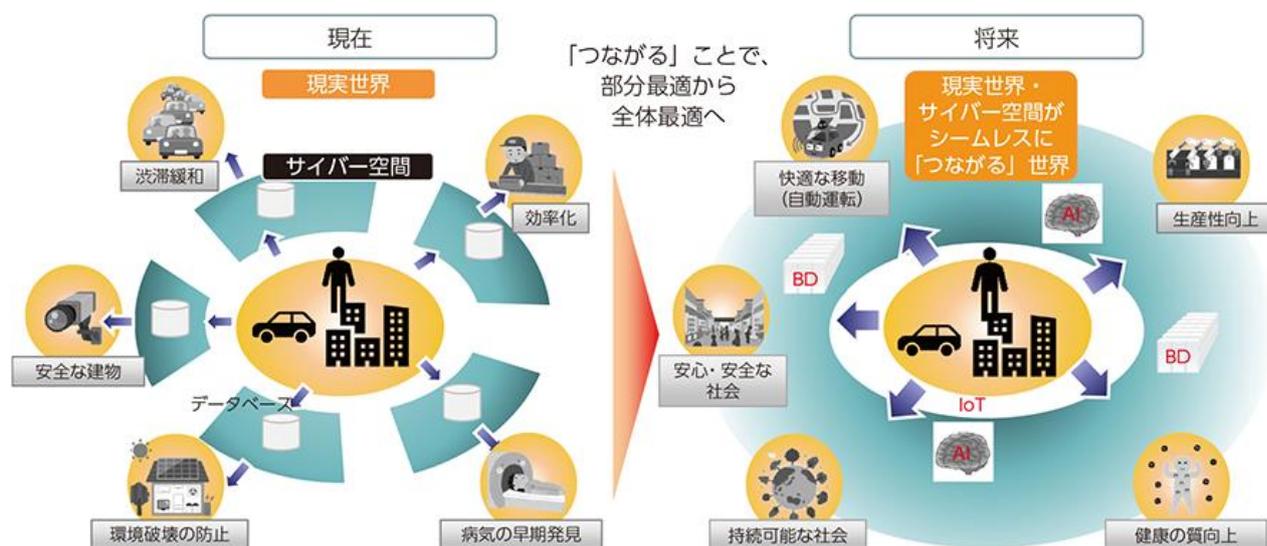
人口減少社会と超高齢社会の問題を同時に抱えるなか、バランスの取れた人口構成の実現に向けた生活基盤向上や、産業・福祉・教育・環境・地域など、各事業の推進を加速させるうえで、デジタル技術の活用が求められています。また、働き方改革や新たな生活様式への対応も踏まえ、行政サービスへの活用も急務となっています。こうした「デジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」）」の動きを本町においても実現すべく「氷川町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針」（以下、「本方針」）を策定します。

本町における DX 推進について

デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは

デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）とは、デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを指します。「Trans」が「交差する」の意味を持つことから、視覚的に「X」と略されるようになりました。

紙などのアナログ情報や業務プロセスをデジタル化し、それが社会に浸透することで、これまで実現できなかった新たな価値やサービスが創出される社会全体の変革を意味しています。



出典：総務省「平成 30 年版 情報通信白書」

基本理念及び基本方針

本方針の基本理念及び基本方針は、平成 30 年 3 月策定「第 2 次氷川町総合振興計画」および令和 2 年 3 月策定「第 2 期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を踏まえ、次のとおり定めます。

◆ 基本理念

みんなに寄り添うスマート田園都市、ひかわ

◆ 基本方針

基本方針 1：デジタル活用による豊かな町民生活の実現

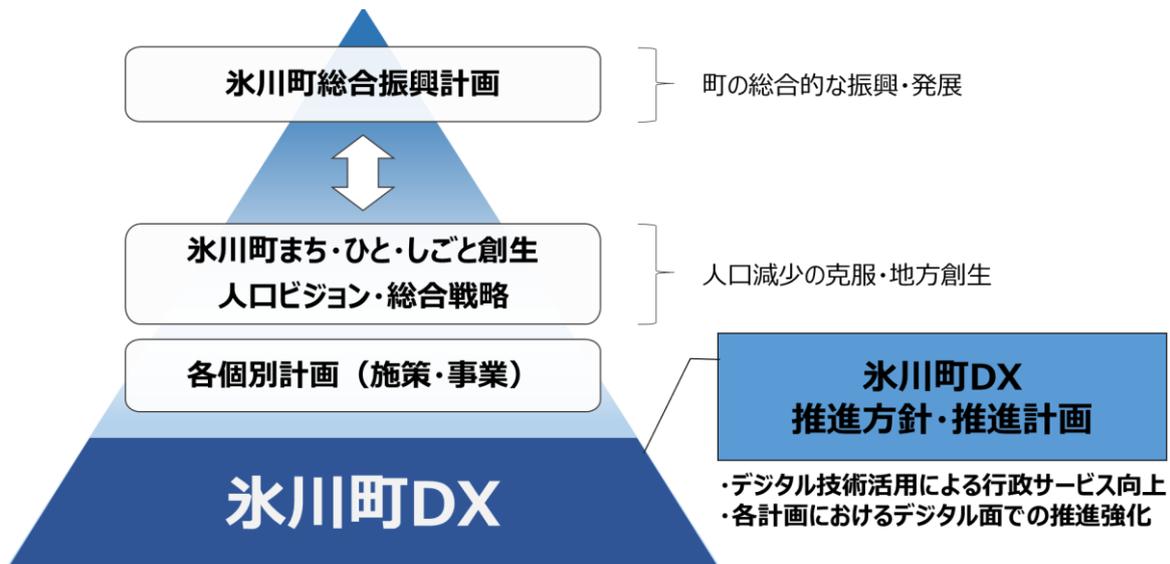
デジタル技術の活用により、誰もが便利で質の高いサービスを楽しむ環境を整備し、豊かな町民生活の実現を推進します。また、住民間のデジタルデバイド（情報格差）解消に向けた施策の実施や、デジタルを通じて町民が行政に参加しやすくなる仕組みを構築します。

基本方針 2：社会課題の解決と新たな価値創出

少子高齢化による労働力不足や自然災害、感染症拡大防止に向けた新たな生活様式への転換など、社会課題の解決に向けたデジタル技術活用や人材育成を推進します。デジタル化によって新たな価値を創出し、誰もが利用しやすい行政サービスを提供します。

基本方針 3：行政におけるデジタルイノベーション推進

社会課題が深刻化するなかでも、行政サービスを持続可能な形で提供し続けるべく、既存業務の見直し・改善、デジタル技術活用による事務作業の自動化・効率化を進めます。職員が町民との相談や地域との対話、企画立案など、人でなければできない業務に専念できる環境を整備します。

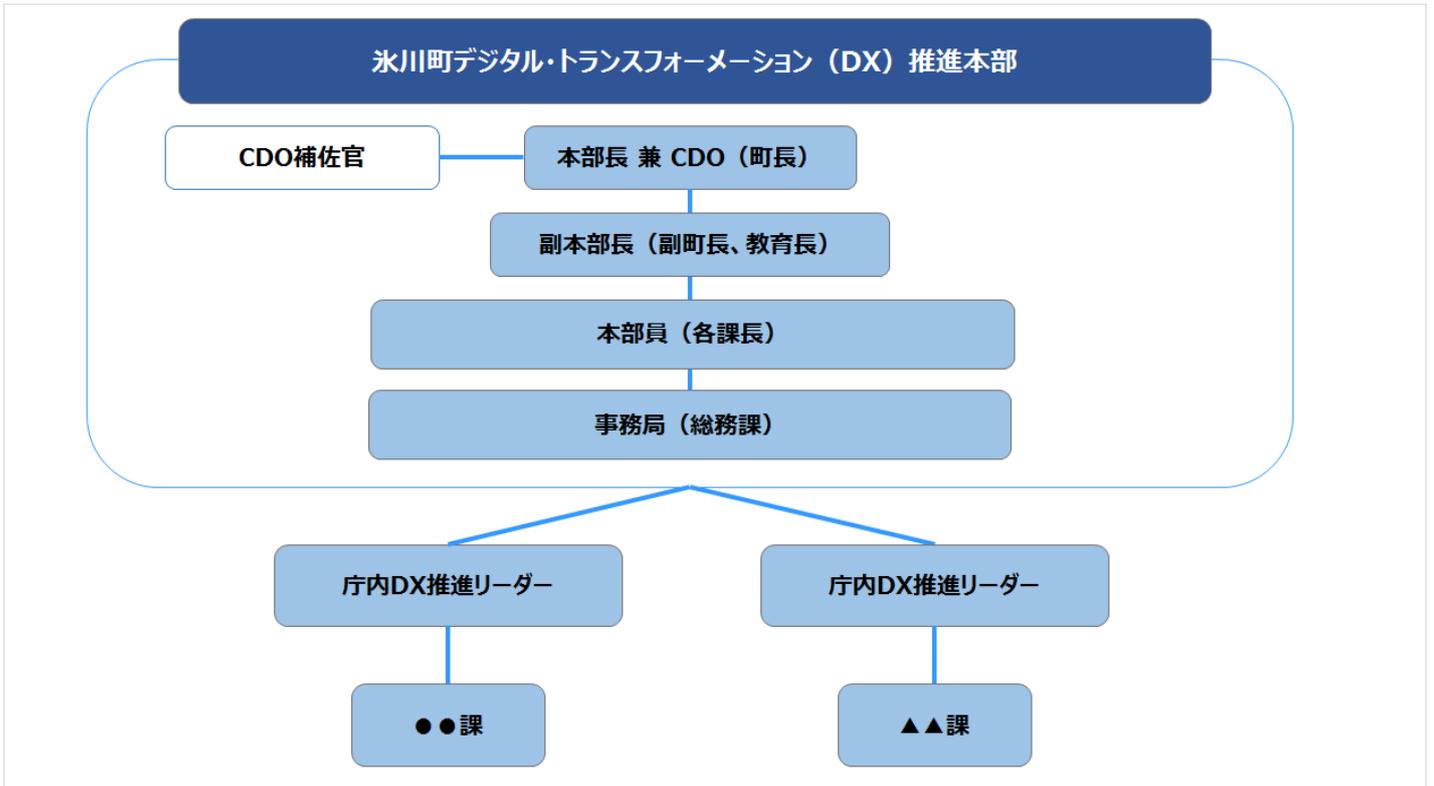


図：本方針の位置づけ

推進体制

DXの推進にあたっては、迅速な意思決定をもって取組を推進する必要があります。そのため、課長級以上の職員で構成される「氷川町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進本部」（以下、「推進本部」）を令和3年8月に設置しました。

推進本部では、町長が本部長と最高デジタル責任者（以下、「CDO」）を兼務し、国の示す重点取組事項への対応、ならびに町独自の施策など、議題に応じた庁内横断的な体制を統括します。併せて、デジタル分野について高度な専門的知識を有する人材をCDO補佐官として任命し、施策遂行における指揮を担います。各課等においては、役職に関わらない「庁内DX推進リーダー」を設置し、研修等を通じたデジタルリテラシー向上を図りながら、DX推進の旗振り役となる人材を育成します。



図：推進体制イメージ

施策方針

計画期間

本方針の計画期間は、国が策定した「自治体 DX 推進計画」との整合性を図り、2021(令和3)年度から 2025(令和7)年度までの5年間とします。なお、情報通信技術の進化や国及び熊本県の施策や本町の施策の成果などを踏まえ、必要に応じて方針の見直しを随時行います。



図：関連計画および国・県の情報化計画等の期間

本町における基本施策

基本理念及び基本方針を踏まえ、次の各施策を計画的かつ総合的に進めていきます。

(1) 行政情報システムの標準化・共通化

国が推進する行政情報システム標準化・共通化の方針を踏まえ、現状の業務手順等を見直したうえで、順次システムの移行を行います。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
既存システムと標準仕様の比較分析	→				
業務手順書の見直し、システム移行	→				

(2) 行政手続きのオンライン化

役場窓口等で取り扱う申請・届出について、いつでもどこでもできるよう行政手続きをオンライン化を進めます。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
びったりサービス（マイナポータル）によるオンライン化対象手続きの検討		→			
その他オンライン化対象手続きの検討		→			
申請環境の構築・運用		→			

(3) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードの交付を促進するとともに、マイナンバーカードを取得することで新たな体験価値を得られるよう、マイナンバーカードを活用した行政サービスの充実を図ります。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
普及に向けた各施策の検討・実施	→				

(4) 地域 DX に向けた施策展開

産業・福祉・教育・環境・地域など、各分野で抱える課題に対してデジタル技術を積極的に活用し、早期の課題解決と町のさらなる魅力創出を図ります。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
分野ごとの課題抽出		→			
優先度の設定、具体的な施策検討			→		
施策の実施・運用			→		

(5) 情報発信の見直し

ホームページなどの広報手段を見直し、町民が必要な情報を得られ、利用しやすい内容に改善するとともに、SNS 等も有効に活用し効果的・効率的な情報発信を行います。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
情報発信の見直し・検討		→			
効果的・効率的な発信の構築・運用			→		

(6) キャッシュレスの推進

税や保険料、手数料等の支払いについて、窓口ではもちろんのこと、時間・場所を問わずキャッシュレス決済が可能となるよう環境の充実を図ります。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
拡張範囲の検討・構築・運用		→			

(7) AI・RPAの利用拡充

町民サービスの向上や職員負担の軽減、事務処理ミスの防止を実現するため、AI・RPAのさらなる活用を図ります。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
対象業務の選定		→			
AI・RPAの導入・活用			→		

(8) 情報セキュリティ対策の強化

各施策を進めていく中で、適正なセキュリティが確保できるよう、セキュリティポリシーを見直し、セキュリティ対策を徹底します。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
セキュリティポリシーの見直し		→			
セキュリティ対策の実施		→			

(9) デジタル人材の確保及び育成

デジタル化を推進し、持続可能なものにするための人材を確保するとともに、時代の変化に対応できる職員の育成に努めます。また、外部の意見を柔軟に受け入れる体制を整備します。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
人材確保・育成に向けた検討・実施		→			

(10) デジタルデバインド（情報格差）対策

町民がデジタル化のメリットを享受できるよう、デジタル活用支援を行い、情報格差の解消に努めます。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
現状調査、対応策の検討		→			
デジタルデバインド対策の実施		→			

(11) テレワーク環境の整備

ICT 活用によって時間や場所を有効活用できる環境を整え、地域全体の働き方改革、生産性の向上、地方創生の促進を図ります。

工程表	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
現体制の見直し、導入範囲の検討		→			
テレワーク環境の構築・運用		→			

付録

用語解説

用語	解説
I o T	Internet of Things の略 モノのインターネットと称される。 自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることにより、モニタリング、予防・予知保全、データ連携・モバイル連携、遠隔制御などを行うこと。
I C T	Information and Communication Technology の略 インターネットなどの通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
R P A	Robotic Process Automation の略。 コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術のこと。
A I	Artificial Intelligence の略。 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
S N S	Social Network Service の略 メッセージや写真、日記などを通じて友人や知人などとインターネット上でつながる、個人間の交流を支援するサービスのこと。
キャッシュレス	支払い・受取りに紙幣・硬貨といった現金を使用せず、クレジットカードや電子マネー、QRコードなどを利用して決済する方法のこと。
サイバー空間	コンピュータやネットワークの中に広がるデータ領域を、多数の利用者が自由に情報を取得および発信することが出来る仮想的な空間のこと。

用語	解説
セキュリティポリシー	組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革し、デジタル社会に対応した形に変革された状態を指す。
デジタル強靱化	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の中で示された考え方で、オンライン化・リモート化による働き方改革・学び改革・暮らし改革（行動変容）により、長期間又は断続的な接触機会の減少の中にあっても、社会が機能し、経済成長が可能となるデジタル化を言う。
デジタルデバイド	パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題のこと。
デジタル・トランスフォーメーション（DX）	Digital Transformation デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。 「Trans」が「横断する」の意味を持つことから、視覚的に「X」と略されるようになった。
テレワーク	勤労形態の一種で、ICTを活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。
フィジカル空間	サイバー空間がコンピュータやネットワークの中に広がる仮想的な空間であるの対し、実際に存在している現実的な空間のこと。

参考資料

- (1) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 / 令和 2 年 12 月 25 日閣議決定
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryoku1.pdf>
- (2) デジタル・ガバメント実行計画（2020 年改訂版） / 令和 2 年 12 月 25 日閣議決定
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryoku4.pdf>
- (3) 官民データ活用推進基本法 / 平成 28 年 12 月 14 日施行
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/detakatsuyo_honbun.html
- (4) 総務省 自治体 DX 推進計画 / 令和 2 年 12 月 25 日策定
https://www.soumu.go.jp/main_content/000726912.pdf
- (5) 総務省 情報通信白書（平成 30 年版） / 平成 30 年 7 月 3 日公表
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/30honpen.pdf>
- (6) デジタルから考えるデジタル田園都市国家構想 / 令和 3 年 11 月 11 日公表
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/dai1/siryoku4.pdf
- (7) デジタル社会の実現に向けた重点計画 / 令和 3 年 12 月 24 日閣議決定
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224_policies_priority_package.pdf
- (8) 熊本県情報化推進計画 / 令和 3 年 3 月 31 日公表
<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/136466.pdf>
- (9) 熊本県情報化施策実施計画 / 令和 3 年 8 月 30 日公表
https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/2921_182121_misc.pdf

改版履歴

版数	改正／施行年月日	改定内容
第1版	作成：令和4年3月 施行：令和4年3月	新規策定
第2版	改正：令和4年4月 施行：令和4年4月	Ⅱ．本町におけるDX推進について P7 推進体制 ▶最高デジタル責任者（CDO）およびCDO補佐官に関する内容を追記 ▶推進体制イメージを下記の通り修正 ・「本部長（町長）」を「本部長 兼 CDO（町長）」へ変更 ・「アドバイザー」を「CDO 補佐官」へ変更 ・事務局を企画財政課→総務課へ変更

氷川町デジタル・トランスフォーメーション（DX）
推進方針（詳細版）

令和4年3月策定
氷川町DX推進本部会議
〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地642番地